

京都桂病院奨学資金貸与規定

(目的)

第1条 この規定は、将来、看護師として勤務しようとする大学、短大、専門学校等（以下「大学等」という）に在籍する学生で、経済的な理由により修学が困難な者に対し、京都桂病院（以下当院という）が奨学資金を貸与することにより、その修学を容易にし、看護師の養成を図ることを目的とする。

(貸与の対象者)

第2条 奨学資金の貸与を受けることができる者は、次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 大学等卒業後当院に就職を希望する者
- (2) 心身ともに健康で、品行方正な者
- (3) 勉学意欲が旺盛な者

(貸与の申請)

第3条 奨学資金の貸与を受けようとする者は、次の書類を病院長に提出しなければならない。

- | | |
|-------------------|----|
| (1) 奨学資金貸与申請書 | 1部 |
| (2) 履歴書（写真貼付） | 1部 |
| (3) 成績証明書（直近のもの） | 1部 |
| (4) その他当院が必要とするもの | |

(貸与の決定及び通知)

第4条 奨学資金の貸与決定は、奨学資金貸与申請書類を総合的に判断し、管理会議にて決定する。貸与を決定した者には「奨学資金貸与決定通知書」を交付する。

(奨学生の義務)

第5条 奨学生は、大学等卒業後、直ちに常勤看護師として3年間当院に勤務しなければならない。（但し当院に採用されない場合を除く。）

(貸与の時期及び貸与額)

第6条

看護職養成課程	貸与時期	貸与額
大学	3年次7月 3年次2月	各80万円 計160万円
看護師等養成所 (統合カリキュラム校)	3年次7月 3年次2月	各80万円 計160万円
看護師養成所3年課程 看護短期大学3年	2年次7月 2年次2月	各80万円 計160万円
5年一貫校 高等学校専攻科2年	2年次7月	80万円
看護師養成所2年課程	2年次7月	80万円

(貸与方法)

第7条 奨学資金の貸与は、第6条の貸与時期に、貸与を決定した本人の銀行口座に振り込みをする。

(契約書及び連帯保証人)

第8条 第4条により奨学資金貸与決定通知書を受けた者は、「契約書」を病院長に提出しなければならない。

2 前項の「契約書」には、独立の生計を営む身元が確実な成年で保証責任を果たすことのできる者1名を連帯保証人とし、連署を得なければならない。なお、連帯保証人が奨学資金貸与申請書と異なる場合は、所得証明書を添えなければならない。

3 前項の契約書の連帯保証人は印鑑登録証明書を添付するものとする。

(貸与の取消)

第9条 奨学資金を貸与されている者（以下奨学生という）が次の各号の一に該当するに至ったときは、奨学資金の貸与を取消すものとする。

- (1) 奨学生の申し出により大学等を退学したとき。
- (2) 大学等の学則にもとづき退学を命じられたとき。
- (3) 学業成績不振や、やむを得ない理由で、定められた就業年限での卒業が見込めなくなったとき。
- (4) 奨学生・保証人より貸与辞退の申出があったとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 当院に就職する意思がないと認められたとき。
- (7) 前各号のほか奨学生として処遇することが適当でないとして認められたとき。

(奨学資金の返済)

第10条 貸与を受けた奨学資金は、すべて返済しなければならない。

(返済の免除)

第11条 奨学生で大学等卒業後、直ちに当院で常勤看護師として勤務し、第5条の義務を履行したときは、返済を免除する。(ただし、この期間の算定に当たっては、業務外の疾病、負傷、その他の事故等により業務に就くことができなかった期間を除くものとする。)ただし、勤務期間が本規定に定める期間に満たないときは、下記の算定式による金額を速やかに返済しなければならない。

$$\text{貸与金額} \times \frac{\text{所定日数} - \text{勤務日数}}{\text{所定日数}}$$

(返済基準)

第12条 本規定による奨学資金の返済については、次の基準のとおりとする。

奨学資金返済基準

	返済の事由種別	返済金額	返済期間	返済方法
1	第9条にもとづき奨学資金の貸与を取消しされた場合	既に貸与を受けた奨学資金の全額及び利息(年3.5%)	奨学資金貸与分返済通知書の返済期限	現金またはこれにかわる方法により一括払い。
2	当院に就職しない場合	同上	同上	同上
3	当院に採用されない場合	同上	同上(分割の場合、期間は最大で3年間、毎月返済)	現金またはこれにかわる方法により一括払い又は分割。
4	当院に採用され、勤務したが、中途退職する場合	返済していない奨学金の額	同上	現金またはこれにかわる方法により一括払い。

(延滞利息)

第13条 奨学生または奨学生であった者が、正当な理由なく奨学資金を返済すべき日までにこれを返済しなかったときは、奨学資金貸与分返済通知書に記載された返済期限の翌日から返済の日までの日数に応じ、返済すべき額に年7.25%の割合を乗じて得た額を延滞利息として支払わなければならない。

附 則 この規定は2023年9月1日より実施する。
この規定は2024年4月1日より改定する。